

平成26年10月1日から

中学生卒業まで医療費無料化を実施します！

愛荘町では、子育て支援事業の一環として、福祉医療費助成制度の見直しを行い、平成25年8月1日から小学生を対象に医療費(自己負担分)の無料化を実施しました。

平成26年10月診療分からは、さらに対象を中学生卒業まで拡大した「あんしん子育て医療費助成制度」を創設し、小・中学生の医療費(自己負担分)の無料化を実施します。

「あんしん子育て医療費助成制度」の概要

開始時期：平成26年10月1日から

対象者：愛荘町在住の小学1年生から中学3年生まで
(従来は小学6年生まで助成)

助成内容：対象者の医療費の自己負担がなくなります。

但し、保険適用外の医療(健診や予防接種、入院時の部屋代など)は助成対象外です。

利用方法：県内の医療機関、調剤薬局を受診した場合、受給券を保険証と一緒に提示してください。

なお、県外の医療機関を受診した場合、受給券は使用できません。いったん自己負担分を医療機関等で支払っていただき、住民課(愛知川庁舎)または秦荘サービス室(秦荘庁舎)で医療費返還の手続きを行ってください。

「受給券の申請について」

対象者がいる世帯には、申請書を郵送しています。

申請書に必要事項を記入し、対象者が加入している健康保険証を持参のうえ、申請期間内に住民課(愛知川庁舎)で手続きをお願いします。申請受付後、窓口で受給券を交付します。

※小学生医療費受給券(ウグイス色)をお持ちの人についても有効期間を更新した受給券の差替えが必要ですので、手続きをお願いします。

「受給券の申請期間について」

申請期間：9月12日(金)から9月30日(火)までの8時30分から17時15分まで

申請場所：住民課(愛知川庁舎)

※秦荘サービス室(秦荘庁舎)で申請される場合は、事前に住民課に連絡のうえ手続きをお願いします

必要書類：申請書・健康保険証(今回対象となる児童もの)・印鑑(朱肉印に限る)

休日窓口：9月21日(日) 8時30分から17時まで【住民課(愛知川庁舎)で実施】

9月27日(土) 8時30分から17時まで【住民課(愛知川庁舎)で実施】

延長窓口：9月18日(木) 19時まで【住民課(愛知川庁舎)で実施】

9月25日(木) 19時まで【住民課(愛知川庁舎)で実施】

あんしん子育て医療費助成制度 Q&A

Q なぜ愛荘町では、中学生の医療費の助成するのですか？

A 子育て支援事業の一環として、愛荘町の将来を担う若い世代を応援し、活気のあるまちづくりをするため、医療費無料化の対象を中学生まで拡大することになりました。

Q どのような手続きが必要なのですか？

A 町内に在住されている小・中学生の保護者の方に『あんしん子育て医療費受給券(クリーム色)』の交付について通知いたしますので、愛荘町役場住民課(愛知川庁舎)にて申請をお願いします。

※詳細につきましては9月の通知文をご覧ください。

Q 昨年、小学生医療のうぐいす色の受給券をもらっていますが、そのまま使ってもいいのですか？

A 10月1日からは、クリーム色の『あんしん子育て医療費受給券』をご利用ください。9月1日時点で町内に在住されている小学生の保護者の方に受給券交付について通知いたしましたので、愛荘町役場住民課(愛知川庁舎)にて申請をお願いします。

※小学生医療費受給券(ウグイス色)は10月以降はご利用できませんので、裁断等により破棄をお願いします。

Q どうしたら医療費が無料になるのですか？

A 交付された『あんしん子育て医療費受給券』を県内の医療機関等で提示していただくと、窓口でのお支払いは必要ありません。

Q 子どもがインフルエンザの予防接種を受けます。これも無料なのですか？

A 有料になります。この制度では、保険診療分が対象となりますので、保険の適用外(文書料、健康診断料、病衣代、薬の容器代、予防接種など)の費用は助成の対象外となります。

Q 県外の病院で、子どもが病院で受診しましたが、受給券が使えないと言われました。どうすればいいのですか？

A 受給券は県内のみ有効です。県外で受診された場合は、医療機関等でいったんお支払いしていただき、領収書、保護者の方の口座のわかるもの(通帳等)と認印を役場住民課までご持参くださいますと助成させていただきます。

お問い合わせ

愛荘町役場 住民課(愛知川庁舎)

TEL0749-42-7692
